【きよら祭りバザー等出店要項】

1 趣旨

令和6年10月16日(水曜日)「南小国町立市原小学校グラウンド」におきまして恒例の「第30回きよら祭り」を開催いたします。

この祭りは、南小国町の人情や風物の良さを認識してもらい、ひいては地域 振興の一助となることを目的に開催いたしております。

つきましては、きよら祭り会場でのバザー出店を希望される方は、下記出店 規約をご確認の上 9月 12日 (木曜日) までにきよら祭り事務局 (南小国町 役場農林課・町民課) までお申し込み下さい。

なお、本規約への同意が得られない場合は、ご希望に応じかねますので悪しからずご容赦下さい。

2 期 日: 令和6年10月16日(水曜日)

3 場 所: 市原小学校グラウンド(会場内)

【雨天時:市原小学校体育館】

4 店舗数 : 20 (応募多数の場合は抽選)

5 販売時間 : 10:00~15:00 (保健所許可時間内)

6 出店規約

- ①会場内での出店者及び販売従事者は、南小国町在住者、実行委員会構成団体 及び主催者が認めた者に限ります。
- ②会場内のテントの設営並びに撤去作業時に、各団体より必ず2名は参加して下さい。
- ③販売に必要な備品(テーブル、イス等)は事務局が準備しますが、各自で責任をもって取りに来て下さい。
- ④出店者間の販売内容・価格等に関する調整について、主催者側は一切関与しません。
- ⑤出店場所については、主催者が指定した場所で販売して下さい。
- ⑥会場内への車の乗り入れは、祭り開始30分前の9時30分までとします。
- ⑦販売時間を厳守し、祭り終了後は会場内の清掃にあわせて速やかに撤去作業 に入って下さい。
- ⑧テント内や周辺の清掃及びゴミの処分については、各自責任をもって行って下さい。とくに飲食物を販売する場合は飲み残し等を回収する容器を用意して下さい。
- ⑨出店者が多数の場合は、抽選により決定します。抽選結果に対する苦情や異議申立は一切受け付けませんのでご理解のうえ申請願います。
- ⑩バザー等とは、飲食物及び物品等の販売・配布を指します。

- (1)テントの割り振りについては、事務局が行います。
- ②飲食物の出店に関しては、臨時営業許可の申請はきよら祭り実行委員会事務局にて行います。よって、申請以外の内容並びに申請後の変更は受付けませんのでご了承願います。
- (3)飲食物の出店を希望する方で、個別に食品営業許可を受けている方は営業許可証の写しを申請書類に添付の上提出してください。